



環境にやさしい農業に取り組む農業者の新しい認定制度がはじまりました！

「ぐんまエコファーマー」になりませんか？



- ◆ 環境にやさしい農業の取組を進めるため、「みどりの食料システム法」（正式名称：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）に基づく新しい認定制度がはじまりました。
- ◆ 「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、群馬県知事の認定を受けることで「ぐんまエコファーマー」になることができます。認定期間は5年間です。

1 認定を受けるには

- 対象となる品目（畜種、飼料作物）の概ね1/2以上の生産規模において、以下のいずれかの環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成する必要があります。
- 自給飼料を生産している場合、化学農薬や化学肥料を低減する取組も、認定の対象となります。

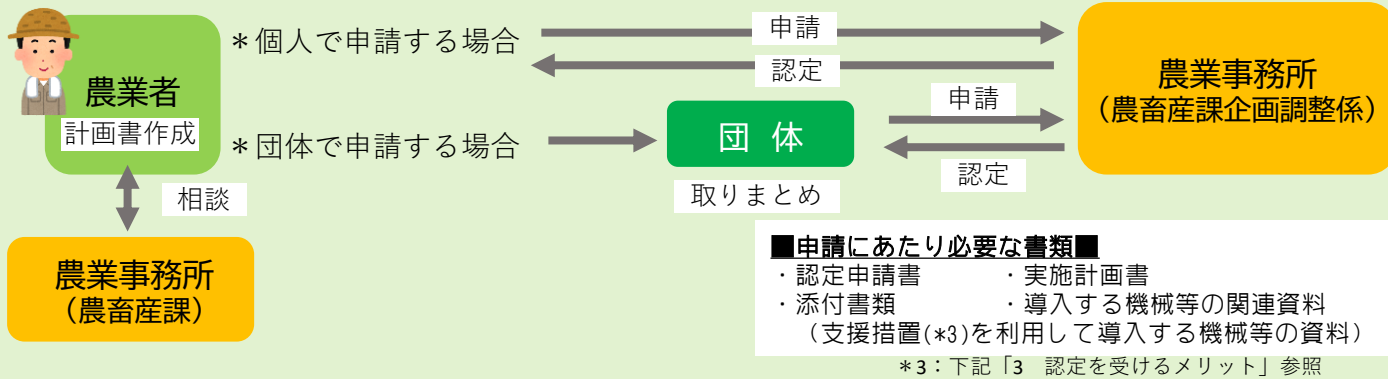
認定の対象となる取組の詳細については、農業事務所にお問い合わせください！



| 活動内容 | 具体的取組 | 取組の目安 |
|-----------------------------|---|--|
| 家畜排せつ物の管理方法の変更 | 家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵に変換することなどで、嫌気条件下で発生する メタン及び一酸化二窒素の発生を抑制 する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 堆肥生産において、開放式あるいは密閉式の強制通気攪拌発酵槽、もしくは攪拌発酵槽にて定期的にローダー等による切り返しを行い、（好気）発酵を促進する方法で数日～数週間発酵させていること |
| 放牧の実施 | 牧草地でのふん尿の自然還元により、堆肥堆積と比べて嫌気条件下で発生する メタン及び一酸化二窒素の発生を抑制 する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 牧草が生育する春から秋にかけて、放牧を実施していること（公共牧場の利用も可） 【基準例】 牛10頭に対して放牧地を約2ha以上確保。 環境負荷軽減型持続的生産支援事業では、放牧期間は1頭あたり90～120日以上が要件 |
| アミノ酸バランス改善飼料の給餌 | 乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラー等の飼養において、通常の慣行飼料に代えて、 粗タンパク質の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」 を給餌することにより、排せつ物管理に伴う 一酸化二窒素の排出を抑制 する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 慣行飼料よりタンパク質含量が低く、必須アミノ酸を添加した配合飼料を給餌していること 【基準例】 慣行飼料よりタンパク質含量が概ね3%低い 必須アミノ酸（リジン、メチオニン、スレオニン、トリプトファン）を添加 |
| 牛のゲップに由来するメタンの排出量を削減する飼料の給餌 | 牛の飼料に 脂肪酸カルシウム 等を添加することにより、牛のゲップに由来する メタン（CH₄）排出量を削減 する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 不飽和脂肪酸を多く含むビール粕や生米ヌカ、脂肪酸カルシウムなどを飼料に添加して給餌していること 【基準例】 脂肪酸カルシウム：300～600g/日/頭 環境負荷軽減型持続的生産支援事業では満27カ月齢以上の経産牛1頭あたり年間10kgの給与が要件 |
| 環境負荷低減型飼料の給与 | <ul style="list-style-type: none"> 通常の慣行飼料に代えて、粗タンパク質（CP）の含有率が低い飼料（環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料）を給餌することにより、家畜ふん尿中の窒素排出量を低減する取組 通常の慣行飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料や、フィターゼ添加飼料を給餌することにより、家畜ふん尿中のリン排出量を低減する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 慣行飼料よりタンパク質含量が低く、必須アミノ酸を添加した配合飼料を給餌していること 【目安】 慣行飼料よりタンパク質含量が概ね3%低い 必須アミノ酸（リジン、メチオニン、スレオニン、トリプトファン）を添加・フィターゼを添加した飼料を給餌していること 【基準例】 鶏用飼料：250～750単位/kg 豚用飼料：250～1,000単位/kg |



2 申請の手続き



3 認定を受けるメリット

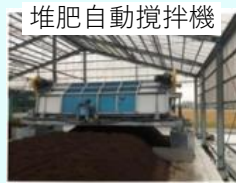
「ぐんまエコファーマー」の認定を受けた農業者が、農業の環境負荷低減のために設備投資等を行う場合、以下の支援措置を受けることができます。

① 設備投資の際の税制優遇が受けられます (令和7年度末まで延長になりました!)

- ・機械等は取得価額の32%、建物等は16%の特別償却を適用することができます。
- ・対象期間は令和8年3月31日までです。
- ・対象となる機械等は農林水産省HPで御確認ください。

【税制特例を受けられる機械等の一例】

- ・ 家畜排せつ物の自動攪拌機
- ・ 堆肥化装置
- ・ 堆肥積込機、堆肥切返樹 等



密閉型コンポスト

税制対象一覧は
こちらから御確認を!



② 様々な補助金の採択で優遇されます

畜産生産力・生産体制強化対策事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業及び機械導入事業、国内肥料資源利用拡大対策事業、みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金等の事業申請時にポイント加算の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます

- ・ 農業改良資金の償還期間が延長になります (10年が12年に)
- ・ 畜産経営環境調和推進資金の貸付適用になります

4 実施状況の報告

必要に応じて、認定計画に基づく取組の達成状況等の報告をお願いします。
する場合がありますので、取組状況に係る記録をお願いします。

記録して
おいてね!



5 申請受付期間

原則として以下の年2回、申請の受付と認定を行います。
(諸事情に応じ、随時対応いたしますので御相談ください)

- 4月認定 : 2月1日までに申請書を提出 → 4月1日付で認定
- 10月認定 : 8月1日までに申請書を提出 → 10月1日付で認定

随時認定の場合でも、申請書を提出いただいてから認定まで、一カ月程度のお時間をいただきます



問い合わせ先

【制度概要に関する問い合わせ、書類の提出先】

中部農業事務所農畜産課 企画調整係 〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL: 027-233-2042

【技術内容や計画書作成に関する相談先】

中部農業事務所農畜産課 農畜産指導係 〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL: 027-233-9256